器具及び容器包装、おもちゃ	・規格基準不適合	・材質、形状、色柄、対象年齢、用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認	

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27日公表）の一部を平成26年２月25日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

ただし、第３の４の表６の項及び第４の２の表６の項に掲げる部分は、平成26年４月１日付けで変更する。

平成 26 年３月 28 日　　農林水産大臣　林　　芳正

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成26年７月～平成27年６月	
2	すけとうだら	平成26年４月～平成27年３月	257,000
3	まあじ	平成26年１月～12月	226,200
4	まいわし	平成26年１月～12月	429,000
5	まさば及びごまさば	平成26年７月～平成27年６月	
6	するめいか	平成26年４月～平成27年３月	301,000
7	ずわいがに	平成26年７月～平成27年６月	

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

（注３）　さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第４の１及び２を次のように改める。

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	235,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	164,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	203,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	401,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,806

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	160,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	47,300
		大中型まき網漁業	14,600
		いか釣り漁業	60,500
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	